

# 公益財団法人中国残留孤児援護基金

平成23年10月3日

## 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

#### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (常務理事)

第5条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 每事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 常務理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を代行する。

### 第3章 梯則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

(平成23年10月3日)

(別表) 理事の職務権限

決 裁 事 項		
項 目	決裁権者	常務理事
	理 事 長	常 務 理 事
1. 事業計画及び予算案の作成に関すること	○	
2. 事業報告及び決算案の作成に関すること	○	
3. 人事及び給与制度の立案に関すること	○	
4. 国外出張に関すること	○	
5. 国内出張に関すること		○
6. 書面による契約の締結で 250 万円を超える場合	○	
7. 書面による契約の締結で 250 万円以下の場合		○
8. 書面による契約金額の範囲内の実行		○
9. 法人の諸規程・諸規則に基づく支出		○
10. 法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき 10 万円未満の支出		○
11. 法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき 10 万円以上の支出	○	
12. セミナー及び研修会などの実施に関すること		○
13. 職員の教育・研修に関すること		○
14. 渉外に関すること		○
15. 福利厚生に関すること		○
16. 金融機関を指定すること		○
17. 寄附に関すること		○
18. 訴訟に関すること	○	
19. 外部に対する重要文書の発簡（特に重要なもの）	○	
20. 外部に対する上記以外文書の発簡		○
21. その他（「組織規程第 2 条第 1 項」に定めるそれぞれの組織の長 が申し出た事案に関すること。）		○